

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会の所掌事項等について

1 設置目的（設置要綱第 1 条）

武蔵村山市男女共同参画計画の効果的な推進と市民参画の促進

2 所掌事項（設置要綱第 2 条）

- (1) 男女平等・男女共同参画に関する調査研究
- (2) 武蔵村山市が行う男女共同参画計画の推進に関する事務への協力
- (3) 男女共同参画推進の啓発に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 令和 4・5 年度期における主な審議内容

- (1) 市の男女共同参画推進事業の展開及び実施内容の確認
- (2) 武蔵村山市第四次男女共同参画計画令和 3 年度推進状況調査報告書に関する審議
- (3) パートナーシップ制度の調査研究

4 令和 6・7 年度期における主要な検討項目（予定）

男女平等・男女共同に必要な考え方の基本（軸）について検討